

中学校夜間学級に係る広域的な仕組みへの参画について

中学校夜間学級（いわゆる夜間中学）は、多様な事情により義務教育を十分受けることができなかつた者に対して、教育の機会を実質的に保障するための役割を果たしています。

誰一人取り残さないというインクルーシブの視点から、本市在住者の学びの場を確保するために、令和4年4月、相模原市に開設される中学校夜間学級に通学が可能となる広域的な仕組みに参画することとしましたので、報告します。

1 経緯

- | | |
|----------|---|
| 平成27年 7月 | 文部科学省が「義務教育修了者が中学校夜間学級への再入学を希望した場合の対応に関する考え方について」を通知。 |
| 平成28年 4月 | 神奈川県教育委員会は全市町村教育委員会で構成する「中学校夜間学級等連絡協議会」を設置。 |
| 平成28年12月 | 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」を公布。すべての地方公共団体に、夜間中学における就学機会の提供等の措置を講ずることを義務付け。 |
| 平成29年 4月 | 神奈川県教育委員会は17市町村教育委員会で構成する「中学校夜間学級の設置に関する検討協議会」を設置。本市として、夜間中学の設置に関する方向性を検討するため検討協議会に参加。課題整理、検討、協議を実施。 |
| 平成29年12月 | 「夜間中学アンケート」（1回目）実施。（横浜市、川崎市を除く県民対象） 入学希望回答160人、うち藤沢市民5人。 |
| 平成30年 5月 | アンケート結果を受け、神奈川県教育委員会は、多数の希望回答があった県央・相模原地区に「ワーキング部会」を設置。夜間中学設置の必要性や、他地域からの生徒を受け入れる広域的な仕組みづくりについて検討。 |
| 令和 2年 1月 | 「中学校夜間学級の設置に関する検討協議会」が「中学校夜間学級設置準備協議会」に移行。本市も参加し、広域的な仕組みづくりに向けた検討・協議を実施。 |
| 令和 3年 2月 | 「夜間中学アンケート」（2回目）実施。（横浜市、川崎市、相模原市を除く県民対象。） 全回答47人、うち藤沢市民5人。（「入学したい」3人、「入学したいが迷っている」2人。）
アンケート結果や協議会での検討内容を踏まえ、本市として広域的な仕組みへの参画準備を進める。 |

2 新設する中学校夜間学級

相模原市立大野南中学校の分校として、県立神奈川総合産業高等学校（小田急線相模大野駅から徒歩圏）内に令和4年4月に開設される予定です。

3 対象者

学齢期を経過した者で、次の（１）～（３）のいずれかにあてはまる者が対象となります。

- （１）義務教育を修了していない者
- （２）様々な理由により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した者
- （３）外国籍等で日本の義務教育に相当する教育を受けていない者

4 費用負担について

教員に係る費用（国庫補助対象）は、基本的に県と政令市である相模原市が負担します。また、施設改修に係る費用は県が負担します。その他、夜間中学運営等に係る諸経費については、年度ごとに在籍する生徒の人数に応じた額を、生徒が在住する市町村が負担します。

- ・生徒が在住する市町村が負担する費用
職員室通信環境整備に係る費用、非常勤職員に係る費用（学校事務、日本語指導員等）、消耗品費、教材・教具整備費等
- ・本市が負担する必要な経費は、入学者数が12月に決定することから、令和4年度当初予算に計上します。
※生徒1人当たりにかかる負担額（現時点での見込み）
在籍生徒数30人想定で、1人当たりの負担額は50万円～60万円程度

5 開設までのスケジュール

令和3年

- | | |
|--------|--|
| 8月～10月 | 入学希望者説明会及び生徒募集
事前相談（入学希望者と市町村教育委員会による面談） |
| 9月～10月 | 相模原市と参画市町村及び神奈川県教育委員会の三者による協定の締結 |
| 11月 | 相模原市教育委員会による面談 |
| 12月 | 相模原市立夜間中学広域連携協議会（中学校夜間学級設置準備協議会から移行）にて入学者の決定 |

令和4年

- | | |
|------|-----------|
| 1月以降 | 入学準備事務手続き |
| 4月 | 開設 |

以上

（教育部 教育指導課）